

鳥取県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
斉藤医院	東伯郡湯梨浜町下浅津235	平成21年9月21日
山本整形外科クリニック	鳥取市南隈18	平成21年9月30日
大森生協診療所	鳥取市西品治806	〃
あすなろ薬局	倉吉市上井町一丁目12-7	〃
明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町158-2	〃
のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町田後223-1	〃
豊田医院	倉吉市東町351-89	平成21年12月23日
あみはま薬局南町店	鳥取市南町430	平成21年12月29日
鳥取ペインクリニック	鳥取市戎町419	平成21年12月31日